

水道に関するスポット CM 素材制作業務委託 仕様書

1 業務名称

水道に関するスポット CM 素材制作業務委託

2 目的

水道水の安全性及び水道が生活に欠かすことのできないライフラインであることをPRし、市民の水道に対する理解を深めることを目的として、SNS やメディアで情報発信が可能なスポット CM を制作するものである。

3 履行期間

契約締結日から令和5年3月20日まで

4 業務内容

(1) 企画及び制作するスポット CM 素材は、15秒とすること。

(2) 企画及び制作するスポット CM のパターン

	放映	制作数	啓発する事項・内容
ア	平常時	2パターン以上	次の①～③の事項を啓発・PRすることを目的としたもの ① 水道は、生活に欠かせない重要なライフラインであること。 ② 水道水が安全なものであること。 ③ 災害に備えるための水道施設の耐震化対策の推進が必要であること。
イ	渇水時	1パターン	渇水対応時に、水道水の使用抑制（節水）をお願いするもの

アの平常時に放映するスポット CM は、最低2パターン制作すること。

なお、制作するパターンは、①～③の啓発事項を1つ又は任意に複数組合わせて制作することを認めるが、提案するパターンのいずれかに、①～③の啓発事項の内容を一回以上含むこと。

【企画・制作するパターン例】

2パターン制作の場合：①×②を組合わせて「家庭編」、③「災害対策編」で2パターン…など

3パターン制作の場合：①「家庭編」、②「水質編」、③「災害対策編」で3パターン…など

(3) 制作条件及び留意事項

ア 松山市水道イメージキャラクター「ぼっちゃん」を静止画、アニメーション等で登場させること。

イ 撮影動画、アニメーション、インフォグラフィック動画などを効果的に使用し、静止画のみの構成とならないようにすること。

ウ どの季節でも放映できるよう、季節感に配慮した内容にすること。

エ 使用期間は5年を想定し、その期間の使用が可能な内容にすること。

オ 対象は松山市民とすること。

カ タレントは出演させないこと。

キ 使用する音楽は、オリジナル又は著作権等の一切の権利関係を受託者の責任で処理したものを使用すること。

ク 本編には「松山市公営企業局」の名称を入れること。

ケ 10桁CMコードは、松山市公営企業局が指示したものにする。

コ 制作を進める過程で、内容やスケジュールを松山市公営企業局と十分協議のうえ進めること。

サ 制作工程ごとに松山市公営企業局による確認及び修正指示の機会を設けること。

(4) スポット CM の放映及び配信

ア 放送局

- ・南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ

イ SNS、YouTube

ウ 松山市ホームページ

エ イベントや出前教室などでの活用

(5) 企画案作成の条件

ア 各パターン1種類の絵コンテ案（シナリオ）を提出すること。

イ 制作意図、テロップ等について、分かりやすい説明を付すこと。

(6) 成果物

次のスポット CM 素材媒体を提出すること。

ア スポット CM 本編

① SNS 及び HP 掲載用データ DVD 1 枚

- ・WMV 及び MP 4 の形式で保存すること。

② XDCAM プロフェッショナル 各パターン×4 枚

- ・南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビで放映することを想定した、一般社団法人日本民間放送連盟が定めるテレビCM素材搬入基準に沿ったものであること。

イ その他のデータ

① スポット CM 素材の中で使用した素材の画像データ

- ・画像データは、DVD に格納したものを納品すること。
- ・Web 掲載及びパンフレット掲載など、二次使用が可能なこと。
- ・データの内容等は、発注者と受注者とが協議のうえ決定すること。

5 業務責任者

受託者は、業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に書面で通知し、承認を得ること。
業務責任者を変更する場合も同様とする。

業務責任者は、本委託業務の統括を行うとともに、発注者との調整を図ること。

6 秘密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目

的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、棄損の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

7 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、松山市個人情報保護条例（平成16年条例第29号）を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

8 著作権等の取扱

本委託により作成される成果物の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。

- (1) 受託者及び再委託者等は、成果物を構成する著作物のうち、本委託の履行に伴い新たに作成したものについて、発注者に対して著作権法（昭和45年法律第48号）18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を行使しないものとする。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
- (2) 受託者は、受託者の従業員及び再委託者等に著作者人格権が帰属する場合において、著作者人格権を行使しないものとする。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
- (3) (1) 及び (2) の規定による受託者の義務については、本委託の終了後も継続するものとする。
- (4) 受注者は、成果物に係る著作権法第21条から第28条までに規定する権利を、当該成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、成果物を構成する著作物で受注者及び第三者（以下「受託者等」という。）が本契約締結以前から有していたか、又は受託者等が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に係る著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、受託者等に留保されるものとする。この場合において、受託者は、成果物の利用目的の範囲内で発注者が成果物を構成する著作物を使用し、又は改変することを許諾するものとする。
- (5) 成果物に関し、発注者又は受託者が第三者から著作権、特許権その他の知的財産権を侵害したとの理由により損害賠償の請求を受けた場合は、受注者の責任と費用をもって処理するものとする。ただし、発注者に帰責事由があると発注者が認めた場合は、この限りでない。

9 瑕疵担保

本委託の瑕疵担保期間は365日とし、発注者は、成果品に瑕疵がある場合は、受託者に補修又は損害の賠償を請求できるものとする。

10 業務完了報告書の提出

受託者は、業務が完了したときは、業務完了報告書を発注者に提出すること。

11 別途協議

本仕様書に定めのない事項は、発注者と受託者が協議し、別に定めるものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による事務を処理するに当たっては、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(従事者の明確化)

第3 乙は、この契約による事務に従事する者を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(従事者への周知)

第4 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、番号利用法又は松山市個人情報保護条例（平成16年条例第29号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(従事者への監督及び教育)

第5 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全確保の措置)

第8 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の安全確保の措置を講じなければならない。

(持ち出しの禁止)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために必要な範囲を超えて、乙がこの契約による事務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写等の禁止)

第10 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から引渡しを受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務における個人情報の処理を自ら行うものとし、

第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引渡しを受け、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示した方法により処理するものとする。

(報告義務)

第13 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

(事故報告義務)

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

(取扱要領等の作成)

第15 乙は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに関する要領等を作成し、甲に報告しなければならない。ただし、甲が必要でないと認めた場合は、この限りでない。

(実地調査)

第16 甲は、必要があると認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、乙のこの契約による事務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査をすることができる。

(勧告)

第17 甲は、乙のこの契約による事務に係る個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、乙に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

(契約の解除及び損害賠償)

第18 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第19 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。